

埼玉東松山の相続サポート

# 相続・遺言 ガイドブック



司法書士柴崎智哉事務所

〒355-0063

東松山市元宿二丁目26番地18 2階

電話 0493-31-2010

<https://souzoku-shiba.com/>



司法書士柴崎 東松山

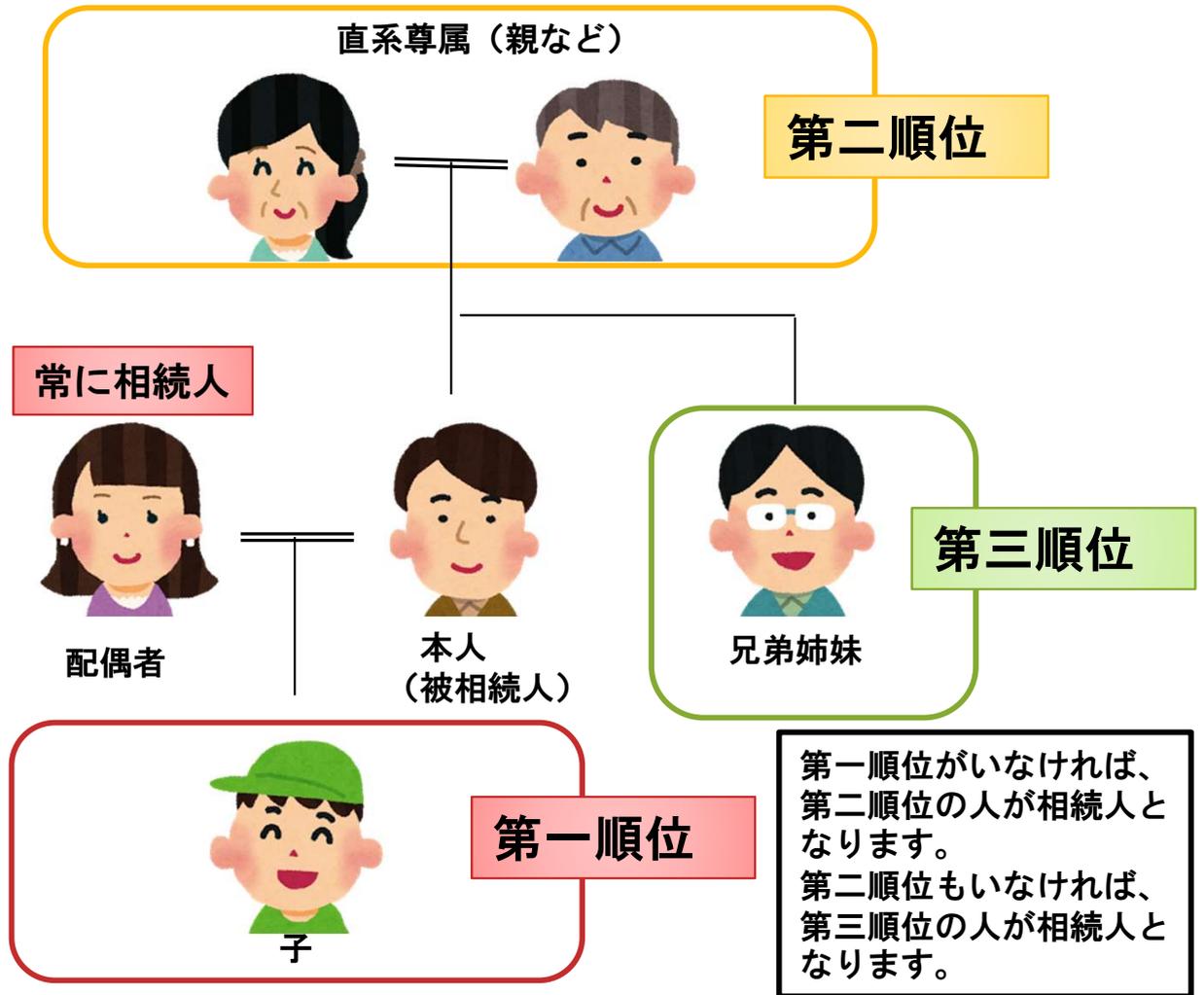
検索



# 目次

法定相続人	2
法定相続分	3
相続登記の流れ	4
相続登記の必要書類	5
相続登記の報酬・費用	6
遺産分割協議書の文例	7
預貯金の相続手続サービス	8
不動産の無料査定	9
遺言書を作った方がよいケース	10
遺言書の種類とメリット	11
公正証書遺言の文例	12
公正証書遺言の作成の流れ	13
遺言書作成時の注意事項	14
遺言執行者の職務	15
遺言執行の報酬	16
相続放棄	17
相続税の申告	18
相続税対策	19
家族信託	20
尊厳死宣言公正証書	21
任意後見契約	22
成年後見の申立	23
その他の業務	24
老後のお金の話	25

# 法定相続人



## 配偶者は常に相続人

+

### 第一順位：子

- ・子が亡くなっている場合は、その子ども (孫)

### 第二順位：直系尊属 (親)

- ・親が亡くなっている場合は、祖父母などの直系尊属

### 第三順位：兄弟姉妹

- ・亡くなっている場合は、その子ども (おい、めい)

# 法定相続分

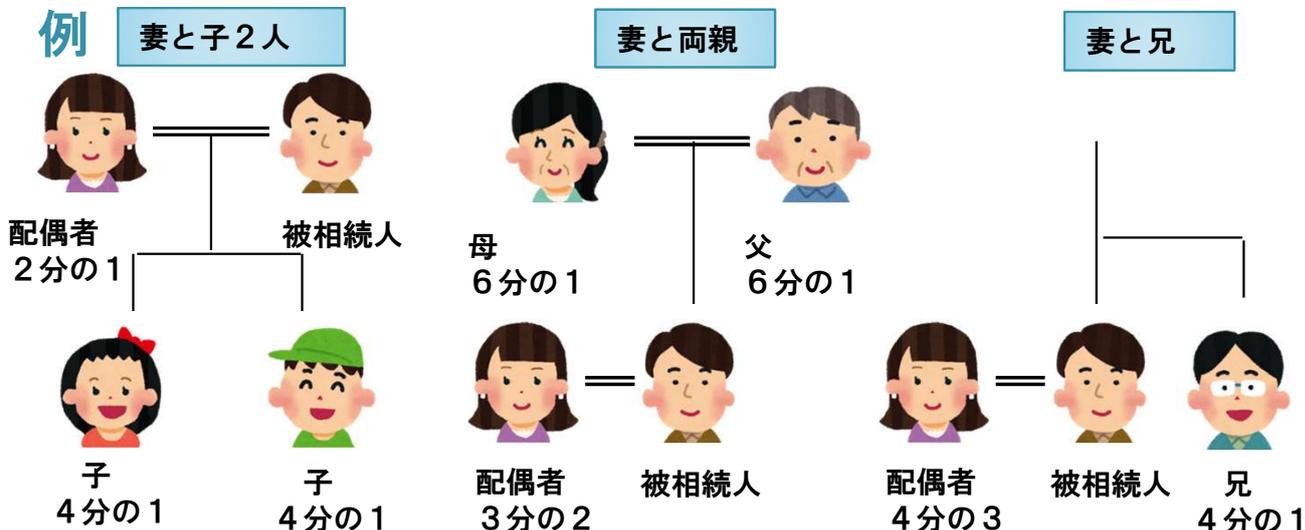
法定相続分は、民法で定められた相続の割合です。

遺言書で指定相続分が定められていれば、そちらが優先します。

相続人の組み合わせ	法定相続分		
配偶者のみ	配偶者	全部	
配偶者と子	配偶者	2分の1	
	子	2分の1	子が複数いるときは2分の1を頭数で割る
配偶者と直系尊属	配偶者	3分の2	
	直系尊属	3分の1	直系尊属が複数いるときは3分の1を頭数で割る
配偶者と兄弟姉妹	配偶者	4分の3	
	兄弟姉妹	4分の1	兄弟姉妹が複数いるときは4分の1を頭数で割る
① 子のみ ② 直系尊属のみ ③ 兄弟姉妹のみ	血族相続人	全部	同順位の者が複数いるときは頭数で割る

なお、法定相続分の通りに分けなければいけないわけではなく、遺産分割協議で相続人同士で合意できれば、法定相続分と異なる割合で分けることもできます。

例



# 相続登記の流れ (遺産分割協議のとき)



(注意) 遺言書はありますか？  
被相続人に負債はありますか？

## 相続人の確定

亡くなった方(被相続人)の生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本を取って、相続人が誰であるかを確認めます。

## 財産の調査

亡くなった方(被相続人)の所有していた不動産の所在を調査します。

私道部分が抜けてしまうのを防ぐため、名寄帳などを調べます。

## 遺産の分け方を決める

相続人の間で、どの財産を誰が相続するか決めてもらいます。

一人が全部相続したり、ある財産はAさん、ある財産はBさんという分け方でも大丈夫です。財産を共有で取得することもできます。

## 遺産分割協議書に署名捺印

財産の分け方が決まったら、司法書士が遺産分割協議書を作成します。

遺産分割協議書には、相続人全員が署名捺印(実印)をし、印鑑証明書を添付します。

## 相続登記の申請

司法書士が相続登記を申請します。

法務局(登記所)に相続登記の申請を出してから1~2週間で登記が完了します。

登記が完了すると、登記識別情報(昔の権利証の代わりとなるもの)が法務局より交付されます。大事に保管してください。

預貯金の相続手続きもご相談ください (詳しくは8ページ)

不動産の売却相談もできます (詳しくは9ページ)

# 相続登記の必要書類



相続人が配偶者(夫または妻)と子である場合の相続登記の必要書類は次の通りです。

	書類	備考
被相続人 (亡くなった人) の書類	12歳ぐらいから亡くなるまでの戸籍謄本、改製原戸籍、除籍謄本など	市町村役場で取得できます。 「相続で使うので、亡くなった人の戸籍謄本を生まれてから亡くなるまで全部欲しい」と言うと役場で、あるものを全部出してくれます。
	住民票除票 (本籍の記載があるもの) (登記簿上の住所と最後の住所が異なるときは、繋がりの分かる書類が必要となります)	市町村役場で取得できます。
相続人の書類	戸籍謄本(抄本でも可)	市町村役場で取得できます。
	住民票(本籍の記載があるもの)	市町村役場で取得できます。
	印鑑証明書	市町村役場で取得できます。
	固定資産税評価証明書	市町村役場の税務課で取得できます。

- 印鑑証明書以外の書類は司法書士の職務請求書で取得できます。
- 本籍地が市町村をまたいで移動しているときは、以前の本籍地でも戸籍謄本(改製原戸籍、除籍)を集める必要があります。
- 遠方の役場は、郵送でも取得できます。
- ご自身で書類を集めるのが難しい場合は、司法書士柴崎事務所にお任せ下さい(相続登記をご依頼の場合は20通まで報酬は変わりません)。

# 相続登記の報酬・費用



## 司法書士報酬

項目	金額
基本報酬（通常の定額部分）	66,000円
不動産の数が5個を超えた場合	1個につき2,200円ずつ加算
司法書士の集めた戸籍・住民票等が20通を超えた場合	1通につき1,650円ずつ加算
異なる管轄に申請する場合	1管轄毎に44,000円加算
複数の不動産を、それぞれ違う人が相続する場合	一人につき44,000円加算 （同じ不動産を複数の人が共有で相続する場合は加算しません）
遺産分割協議書を相続人ごとに個別に署名押印する方式にした場合	相続人一人につき2,200円ずつ加算
遺産分割協議書にサイン証明書をつける必要がある場合	サイン証明書が必要な人一人につき5,500円ずつ加算

## 実費

項目	金額
登録免許税	登記する際に、不動産の評価額の1000分の4の収入印紙を貼ります。
登記情報閲覧（登記する前に登記簿の内容を確認します）	不動産の数 × 331円
登記事項証明書 （登記が完了したあと、登記簿を取って正確に登記がされているか確認します）	不動産の数 × 520円
戸籍謄本・住民票等 ➤ 司法書士の権限が取得した戸籍等は相続登記等に使う前提で取得するため、相続登記が完了しないとお渡しできません。	役所に払います。 戸籍謄本1通 450円 原戸籍・除籍1通 750円 住民票1通 150-300円 役所により異なります 定額小為替のゆうちょ銀行手数料は1枚につき200円です。
公函、名寄帳（不動産に漏れがないか確認するために取得することがあります）、評価証明書	1通 数百円ぐらい
通信費	登記申請や戸籍等の取得を郵送で行う場合、レターパックを使用します。登記識別情報を郵送する場合は2,200円

# 遺産分割協議書の文例



## 遺産分割協議書

被相続人 甲野太郎  
生年月日 昭和〇年〇月〇日  
本籍 埼玉県東松山市〇町〇丁目〇番地

令和〇年〇月〇日上記被相続人甲野太郎の死亡により開始した相続における共同相続人全員は、被相続人の遺産を協議により以下のとおり分割する。

1. 次の不動産は甲野花子が相続する。

所在地 東松山市〇町〇丁目  
地番 〇番〇  
地目 宅地  
地積 〇〇・〇〇m<sup>2</sup>

所在地 東松山市〇町〇丁目 〇番地〇  
家屋番号 〇番〇  
種類 居宅  
構造 木造スレート葺2階建  
床面積 1階 〇〇・〇〇m<sup>2</sup>  
2階 〇〇・〇〇m<sup>2</sup>

2. 次の預貯金は甲野花子が相続する。

〇〇銀行 東松山支店 普通預金 口座番号1234567  
ゆうちょ銀行 通常貯金 記号 〇〇 番号 〇〇〇〇〇〇

3. 上記1及び2の代償として、甲野花子は甲野次郎に対して金〇〇万円を支払う。

4. 相続人全員は、本協議書に記載する以外の遺産を、甲野花子が取得することに同意した。

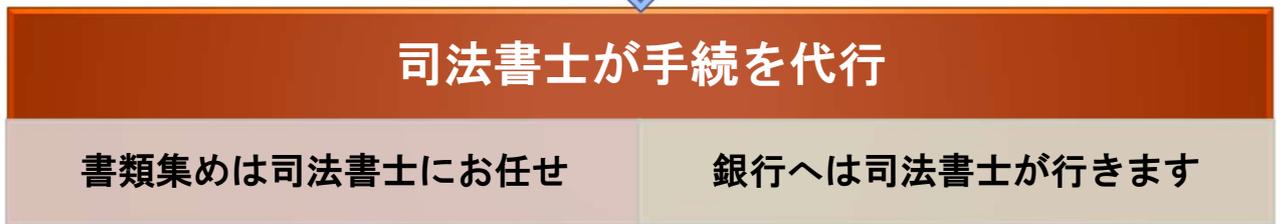
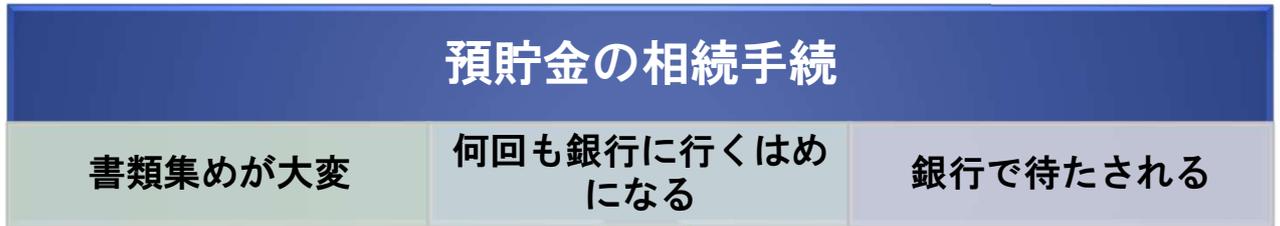
上記のとおり協議が成立したので、この協議の成立を証明するために相続人ごとに本協議書を作成する。

令和〇年〇月〇日

埼玉県東松山市〇町〇丁目〇番〇号  
甲野花子 (実印)

埼玉県東松山市〇町〇丁目〇番〇号  
甲野次郎 (実印)

# 預貯金の相続手続きサービス



手間のかかる相続手続きを司法書士に依頼してはどうでしょうか？

## 相続登記もご依頼頂いている場合の報酬

1行（取得者1名）につき**44,000円**

- ・ 実費は別途かかります。
- ・ 銀行が遠方の場合は日当がかかる場合があります（ただし、大きな銀行は最寄の支店で手続きができることが多いです）。
- ・ 株式、投資信託、債券の相続手続きも承ります。同一の証券会社において銘柄ごとに書類を作成する必要がある場合は、1件につき1100円の加算となります。

## 預貯金相続手続きのみのご依頼の場合の報酬

基本報酬は、**66,000円**

（戸籍の収集、遺産分割協議書の作成、金融機関1行（取得者1名）の相続手続きをします）

2行目より1行（取得者1名）につき、**44,000円**の加算となります。

- ・ 戸籍等の収集が20通を超えた場合は、1通につき1,650円の加算となります。
- ・ 実費は別途かかります。
- ・ 銀行が遠方の場合は日当がかかる場合があります（ただし、大きな銀行は最寄の支店で手続きができることが多いです）。
- ・ 株式、投資信託、債券の相続手続きも承ります。同一の証券会社において銘柄ごとに書類を作成する必要がある場合は、1件につき1100円の加算となります。

✦ 片道1時間を越える金融機関に行く場合は1時間につき5,500円の日当がかかります。

✦ 残高証明書の取得も代行いたします。報酬 1行につき33,000円

# 不動産の無料査定



## 当事務所を通して不動産会社に 不動産の査定依頼ができます

- 当事務所を経由しますので、お客様の同意のない限り不動産会社が直接お客様に連絡することはありません。
- 査定料は無料です。
- 査定の結果、売却をしないこととなっても、問題ありません。

## 査定の流れ

当事務所に査定のご依頼をしてください。  
問い合わせ用電話 **0493-31-2010**

関係書類を不動産会社に送り、  
査定をしてもらいます。

さらに詳しい査定額を知りたい場合は、  
不動産会社が物件を見に行きます。

不動産の査定額をお知らせします。

# 遺言書を作った方が良いケース

遺言書を作ると、相続が開始後に集める戸籍謄本が少なく済む、遺産分割協議が不要になるから不動産や預貯金の相続手続きが早くなるなどのメリットがあります。また、次の様なケースでは遺言書を作らないと、相続手続きが煩雑になる可能性があります。

## 子どもがないので妻に全部相続させたい

- 子どもがない場合、直系尊属（親など）または兄弟姉妹が相続人に入ってきます。遺産分割協議が難しくなる可能性があるため遺言書を作りましょう。

## 前妻との間にも子どもがいる

- 前妻との間の子どものも相続人に入ってきます。現在の配偶者や子ども達と面識がない場合は遺産分割の話し合いが難しくなるかもしれません。

## 相続人の中に連絡が取れない人がいる

- 連絡がつかない相続人がいると遺産分割協議ができません。

## 相続人以外の人などに財産を上げたい

- 内縁の妻、息子の妻、おじ、おばなど相続人以外の人に遺産を上げることもできます。

## 妻に多くの財産を上げたい

- 法律上の相続分（法定相続分）よりも多くの財産を妻に相続させることができます。

## 介護をしてくれた子どもに多くの財産を上げたい

- 遺言書により法定相続分よりも多くの財産を相続させることができます。

## 事業をやっているので後継者に必要な財産を相続させたい

- 事業に必要な財産を後継者が相続できないと大変です。遺言書で指定しましょう。

## 相続人になる予定の人の中に認知症や障がいで判断能力が不十分な方がいる

- 相続発生後、成年後見人などを選任しないと遺産分割協議ができません。

## 相続人になる予定の人の中に未成年者がいる

- 相続発生後、特別代理人を選任しないと遺産分割協議ができないケースがあります。

# 遺言書の種類とメリット



主に活用されている遺言書として、公証人の作成する公正証書遺言と、自分で書く自筆証書遺言の2つがあります。  
自筆証書遺言は、書き方を間違えると無効な遺言となってしまう、思った通りの相続ができない可能性があります。  
費用がかかっても、確実な相続をするために公正証書遺言をお勧めします。

	公正証書遺言	自筆証書遺言
作成方法	公証役場にて、証人2人の前で公証人に遺言内容を述べ、公証人が遺言書を作成する。	自筆で遺言書を書き、日付、氏名も自書して押印する。
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>公証人が作成するので、まず無効にならない。</li><li>家庭裁判所の検認が不要である。</li><li>相続開始後、財産の名義変更が早くできる。</li><li>原本が公証役場に保管されるので、紛失・変造の恐れがない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>作成するのに費用がかからない。</li><li>いつでもどこでも書くことができる。</li><li>誰にも知られずに作成できる。</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>証人が2人必要である。</li><li>費用がかかる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>形式を間違えると無効な遺言書になってしまう。</li><li>隠ぺい・偽造・紛失の恐れがある。</li><li>相続開始後に遺言書が発見されないことがある。</li><li>相続開始後、家庭裁判所での検認手続が必要である。</li></ul>

# 公正証書遺言の文例

## 遺言公正証書

本公証人は、遺言者坂戸太郎の囑託により、後記証人2名の立会いのもと、遺言者の口述を筆記し、本証書を作成する。

第1条 遺言者は、遺言者の有する次の不動産を、遺言者の妻坂戸花子(昭和○年○月○日生)に相続させる。

- |   |      |                |
|---|------|----------------|
| ① | 所在地  | 東松山市○町○丁目      |
|   | 番地   | ○番○            |
|   | 地目   | 宅地             |
|   | 地積   | ○○・○○㎡         |
| ② | 所在地  | 東松山市○町○丁目 ○番地○ |
|   | 家屋番号 | ○番○            |
|   | 種類   | 居宅             |
|   | 構造   | 木造スレート葺2階建     |
|   | 床面積  | 1階 ○○・○○㎡      |
|   |      | 2階 ○○・○○㎡      |

第2条 遺言者は、遺言者の有する下記預貯金を遺言者の長男坂戸一郎(昭和○年○月○日生)に相続させる。

- |   |                     |
|---|---------------------|
| ① | ○○銀行 東松山支店 普通預金     |
|   | 口座番号 1234567        |
| ② | ○○銀行 東松山支店 定期預金     |
|   | 口座番号 1234567        |
| ③ | ゆうちょ銀行 通常貯金         |
|   | 記号 ○○○○○ 番号12345678 |

第3条 遺言者は、前各条に記載した財産以外の、遺言者の有する動産その他一切の財産を前記妻坂戸花子に相続させる。

第4条 遺言者は、祖先の祭祀を主宰すべき者として、前記長男坂戸一郎を指定する。

第5条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として前記長男坂戸一郎を指定する。

- 遺言執行者は、この遺言に基づく不動産に関する登記手続及び預貯金の名義変更・解約・払戻しその他この遺言の執行に必要な一切の行為をすることができる。
- 遺言執行者は、この遺言の執行に関し、第三者にその任務を行わせることができる。

### 附言事項

家族が仲良く暮らしていくことを願っています。

<以下 略>

# 公正証書遺言の作成の流れ



面談を行って遺言の内容を決めます。

戸籍謄本、不動産の登記簿謄本や評価証明書など必要な書類を集めます。

公証人と遺言の文案を検討します。

依頼人と公証役場に行き、遺言書を完成させます（証人2人は当事務所で用意します）。公証役場へは**実印**をお持ちください。

司法書士報酬	77,000円
書類収集の実費	数千円
公証役場費用	約5～10万円

- 不動産の数が5個を超える場合は、6個目から1個につき2200円ずつ司法書士報酬の加算があります。

延命治療の選択の重圧から家族を守る「尊厳死宣言公正証書」については21ページを参照

# 遺言書作成時の注意事項



## 遺留分に注意

- ・遺留分を侵害する内容の遺言だと相続開始後にトラブルが起きるかもしれません。相続開始後、遺留分侵害額請求があった場合、相手方との交渉を任せたい場合は、弁護士に依頼するようです。

## 不動産の漏れに注意

- ・私道や集会所などの持分を遺言書に書かなかったため、相続登記ができない事例が見受けられます。

## 遺言が無効にならないように

- ・意思能力がない人がした遺言は無効です。相続開始後、意思能力の有無で争いになることがあります。医師の診断書、打ち合わせの記録や録音等の証拠を用意しておいた方が良いケースがあります。

## 遺言で財産をあげるとしていた人が先に亡くなった場合はどうするか？

- ・財産をあげたい人が先に亡くなった場合は、別の人にあげると指定することもできます。先に亡くなった人の子に代襲相続される訳ではありませんので注意が必要です。
- ・生命保険の受取人が先に亡くなった場合の受取人の変更を遺言書で定めておく必要がありますか？

## 金融機関によっては遺言があっても相続人全員の実印を要求する所もある

- ・遺言執行者を指定するなどの対策を講じます。また、相続手続に非協力的な金融機関については生前に解約してしまうことも検討すべきです。

## 貸金庫、投資信託なども明記

- ・貸金庫、投資信託などを遺言書に明記しておかないと相続人全員の立会いや遺産分割協議を要求されるかもしれません。

## 遺言執行者の職務（相続開始後）

遺言執行者とは遺言の内容を実現する為に必要な行為や手続をする人のことです。遺言者によって指定されるか、家庭裁判所によって選任されます。

### 就任した旨と遺言の内容の通知

- ・ 受遺者、相続人、その他の利害関係人に就任した旨の通知と遺言書のコピーを送ります。

### 財産目録の作成

- ・ 相続財産の目録を作成し、相続人に交付します。

### 具体的な執行行為

- ・ 不動産の遺贈登記、預貯金の相続手続、株式の相続手続など具体的な執行行為をします。

### 任務完了の通知、顛末報告書を交付

- ・ 遺言執行が完了した場合は、任務が完了した旨と遺言執行の顛末報告を相続人に対して行います。また、保管・管理物を相続人に引き渡します。

適切な遺言執行をしないと損害賠償請求を受ける可能性もあります。手続が難しいと思ったり、争いが生じそうなケースでは専門家（司法書士、弁護士など）を遺言執行者に指定した方が良くかもしれません。

# 遺言執行の報酬



遺言執行を当事務所に依頼した場合の報酬基準です。

(親族の方を遺言執行者に指定することもできます)

信託銀行の遺言執行報酬は最低100万円からの所が多いので、当事務所の報酬はリーズナブルです。

承継対象財産の価額	報酬額 (税別)
500万円未満	25万円
500万円以上、5000万円未満	価額の1.2%+19万円
5000万円以上、1億円未満	価額の1.0%+29万円
1億円以上、3億円未満	価額の0.7%+59万円
3億円以上	価額の0.4%+149万円

- 相続税申告の税理士報酬は含まれておりません。
- 遺言書保管の報酬は年6,600円です。
- 不動産または動産の処分をしたときは、上記のほかに売却代金の3%以内(税別)を報酬として受領できるものとします。
- 司法書士が業務遂行のために半日以上を要する出張をしたときは、日当として半日の場合22,000円以内、1日の場合44,000円以内を受領できるものとします。

遺留分侵害額の請求は受遺者等に対して、金銭の支払いを請求するもので、遺言執行者に対してするものではありません。そのため、遺言執行者は遺留分の有無にかかわらず遺言の執行のみをおこないます。遺留分に関する交渉を第三者に任せたい場合は、別途、弁護士に依頼するようです。

## 早見表

	報酬
遺言書作成時	77,000円
遺言書保管料	年6,600円
遺産5千万円の執行報酬	869,000円
遺産1億円の執行報酬	1,419,000円
遺産2億円の執行報酬	2,189,000円
遺産3億円の執行報酬	2,959,000円

# 相続放棄

相続はプラスの財産だけでなくマイナスの財産（借金）も引き継いでしまいます。

借金を相続したくないときは、相続の開始を知った時から**3ヶ月以内**に家庭裁判所に相続放棄の申述をします。

**注意：相続財産の処分は一切しないでください**

## 手続の流れ

相続放棄をご相談ください。

手続に必要な書類を集め、  
申述書を作成します。

裁判所に申述書を提出します。

家庭裁判所から照会書が送られてきます。  
正確に回答する必要があります。

相続放棄の申述が受理された旨の通知が来ます。

## 費用

報酬	実費
1人につき44,000円 集める戸籍が10通を超えた場合、 11通目から1通1,650円加算	数千円 集める戸籍の数により変 わります、免許税

# 相続税の申告

## 相続税の申告が必要な人

相続税の課税対象となる財産が基礎控除額を超える場合は相続税の申告が必要です。

基礎控除額は次のように計算します。

$$3000万円 + (600万円 \times \text{法定相続人の数})$$

- 法定相続人が1人のとき、基礎控除は3600万円
- 法定相続人が2人のとき、基礎控除は4200万円
- 法定相続人が3人のとき、基礎控除は4800万円

## 相続税が課税される財産

### 被相続人が所有していた財産

- 土地、建物、株式などの有価証券、預貯金、現金など

### みなし相続財産

- 生命保険金、退職金（但し、区分ごとに500万円×法定相続人の数まで非課税）

### 相続時精算課税適用財産

- 生前贈与を受け、その際に相続時精算課税を適用していた場合

### 相続開始前3年以内に暦年贈与を受けた財産

- 被相続人が亡くなる前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産

被相続人の債務、葬式費用は相続財産の価額から控除できます

相続税の申告は**10ヶ月以内**に行います。

相続税については税理士の**無料相談**が受けられます。

「税理士の無料相談を希望」とお申し付けください。

実際に、相続税の申告を依頼するかは見積の提示後に決めて頂いて大丈夫です。

# 相続税対策

## 生命保険に加入する

- ・生命保険は、「**500万円×法定相続人の数**」が**非課税**となります。預金を生命保険にしておくだけで相続税の課税対象となる財産を減らせます。なお、**90歳まで入れる生命保険もあります**（詳細はお問い合わせ下さい）。

## 養子を迎える

- ・相続税の基礎控除額は、「**3000万円+600万円×法定相続人の数**」です。養子を迎えて法定相続人の数を増やすと基礎控除額が増え、節税できます。ただし、相続税算出のための法定相続人の数に含める養子には一定の制限があります。実子がいる場合は養子は一人まで、実子がない場合は養子は二人までです。

## 財産を生前贈与して減らす

- ・年間110万円の基礎控除を使い、相続人や孫に贈与していく。
- ・20年以上婚姻期間のある夫婦間で居住用不動産を贈与し、2000万円の配偶者特別控除を使う。
- ・住宅取得等資金の贈与税非課税枠などを利用する。

## 生前にお墓、仏壇などを購入する

- ・お墓、礼拝物、仏壇などは相続税の非課税財産となります。

## 不動産を購入したり、アパートを建てる

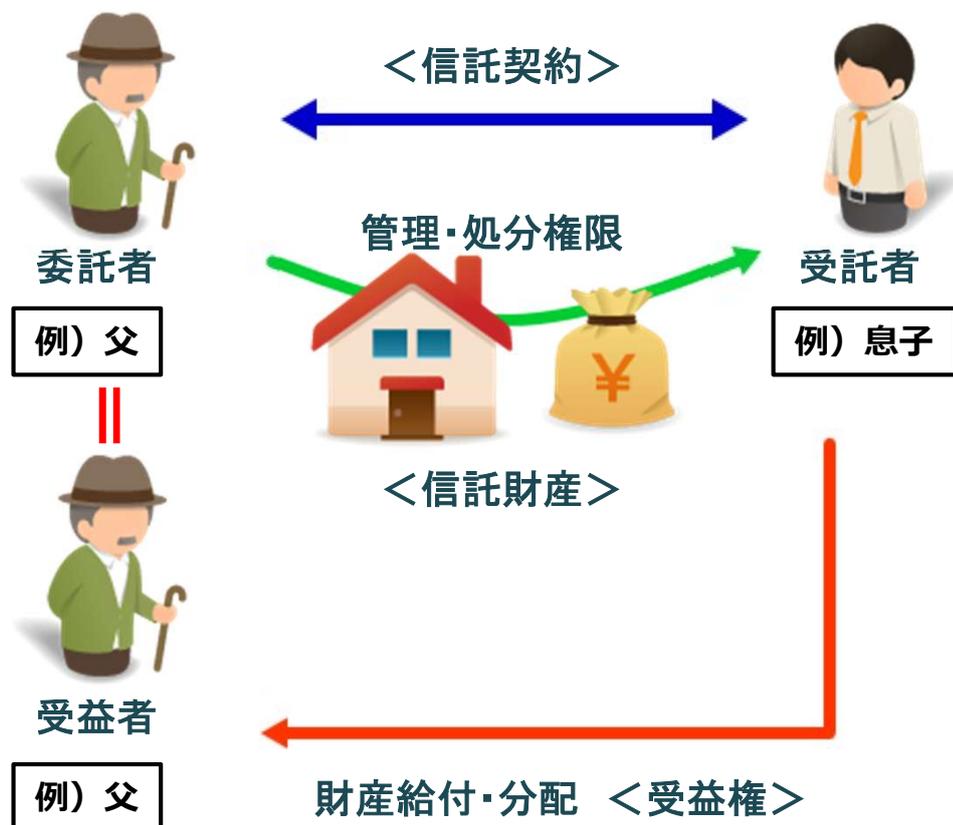
- ・預貯金よりも評価額が下がるので節税になる可能性があります。ただ、固定資産税がかかったり、アパートについては経営リスクもありますので、慎重に検討する必要があります。

相続税対策については税理士に相談できます。

初回相談は**無料**です。

「税理士の無料相談を希望」とお申し付けください。

# 家族信託



財産を持っている人（委託者）が自分が信頼できる家族（受託者）に財産を託して、定められた目的に従って財産を管理・処分してもらい、財産から得られる利益を定められた人（受益者）へ渡す仕組みです。

## 家族信託の2大メリット

1. 元気なうちに家族信託を組んでおけば、認知症になっても相続税対策や積極的な資産運用が可能となります。
2. 通常の遺言は財産の承継先など一代限りしか指定できません。「自分の次は息子、息子の次は誰」と二世以降の承継者の指定ができません。家族信託を使うと、「受益者を先々まで定める」ことにより、二次相続以降の財産の承継者を指定することが可能となります。

## こんな場合は家族信託

- ・ 認知症を発症した後も、相続税対策や柔軟な資産運用がしたい
- ・ 認知症になって施設に入ったら、自宅不動産を売りたい
- ・ アパート経営をしているが、それを子どもに任せたい
- ・ オーナー社長（株主）で自分が認知症になったら経営がストップしてしまう
- ・ オーナー社長（株主）であるが、経営を後継者に任せて隠居したい
- ・ 不動産や自社株式が相続によって共有状態になるのを防ぎたい
- ・ 一族の財産を配偶者側の親族に流出させたくない

詳しくはWebをご覧ください。 <http://souzoku-shiba.com/sintaku/>

# 尊厳死宣言公正証書

## 尊厳死宣言公正証書

### 第1条

私は、私が将来病気に罹り、それが不治であり、かつ、死期が迫っている場合に備えて、私の家族及び縁者並びに私の医療に携わっている方々に、以下の要望を宣言します。

1. 私の疾病が現在の医学では不治の状態に陥り、既に死期が迫っていると担当医を含む2名以上の医師により診断された場合には、死期を延ばすための延命措置は一切行わないでください。
2. しかし、私の苦痛を和らげる措置は、最大限にしてください。そのために、例えば、麻薬などの副作用で死亡時期が早まったとしても、一向にかまいません。

### 第2条

私に前条記載の症状が発生したときは、医師も家族も私の意思に従い、私が人間として尊厳を保った安らかな死を迎えることができるように御配慮ください。

### 第3条

私のこの宣言による要望を忠実に果たして下さる方々に深く感謝申し上げます。そして、その方々が私の要望に従ってされた行為の一切の責任は、私自身にあります。警察、検察の関係者におかれましては、私の家族や医師が私の意思に沿った行動を執ったことにより、これらの者を犯罪捜査や訴追の対象とすることのないようお願いいたします。

### 第4条

この宣言は、私の精神が健全な状態にあるときにしたものです。したがって、私の精神が健全な状態にあるときに、私自身が撤回しない限り、その効力を持続するものであることを明らかにしておきます。

回復の見込みのない末期状態になった場合、ご本人が意思表示できないときは、延命治療についてご家族が選択を迫られることになると思われます。しかし、ご家族としても、人の命に関する選択をするのはかなりの心労を伴うでしょう。いざというときに備えて、元気なうちに、延命治療などについての希望を公正証書にしておくのが「尊厳死宣言公正証書」です。重い判断をしなければならないご家族の重圧を和らげることができます。

## 費用

	報酬（税別）	実費
医療のこののみ	33,000円	1～2万円
認知症発症後の住まい、介護や葬儀・埋葬などの希望も書く	55,000円	1～2万円

# 任意後見契約

## 任意後見契約とは

認知症になって判断能力がなくなると、財産管理や身の回りの契約は成年後見人が行います。

しかし、通常の法定後見制度では、後見人になる人は裁判所が決めますので、全く知らない弁護士や司法書士が後見人に選ばれてしまうこともあります。

そして、後見人には財産の管理・処分権限がありますので、ご本人が売られたくないと思っていた不動産を売却されたり、預貯金の構成を変えられたりしてしまう可能性があります。

また、ご本人が資産家であった場合、認知症を発症して施設に入ることになったら、高級な施設に入りたいと思っていたとしても、後見人の意向でそうならないかもしれません。

これに対して、任意後見制度では、ご本人がしっかりしているうちに、後見人になってもらいたい人と任意後見契約を結びます。

そして、いざ認知症等で判断能力がなくなったら、その人に任意後見人として財産管理や身の回りの契約などを行ってもらいます。

## こんなケースは任意後見

- ・ 自分で後見人を決めたい人
- ・ 後見人の行動に自分の意思を反映させたい人（住まい、介護、医療など）
- ・ 遺言書を作った人（法定後見では財産構成を変えられてしまう可能性があります。なお、ベストは家族信託です。）
- ・ 株式会社のオーナー社長（任意後見人に後継者を指定し、自社株式の議決権行使をできるようにします。なお、ベストは家族信託です。）
- ・ 法定後見で権利喪失、資格制限をされたくない人

## 費用

項目	報酬	実費
任意後見契約（基本契約）	110,000円	1～2万円
財産管理委任契約（判断能力があるうちも財産管理を任せたいとき）	77,000円	1～2万円
見守契約 （司法書士に任意後見受託者を依頼した場合）	33,000円	1～2万円
死後事務委任契約（葬儀、埋葬、供養などをしてもらうとき。ベストは家族信託）	77,000円	1～2万円
いざというときの意思表示宣言（医療、住まい、介護の希望を書いておく）	55,000円	1～2万円

# 成年後見の申立

## 成年後見とは

認知症になって判断能力がなくなると、預貯金の解約、不動産の売却、遺産分割協議などができなくなります。

これらの財産管理や身の回りの契約・手続は成年後見人が行うことになります。

任意後見契約を結んでいない場合は、法定後見を申し立てます。

家庭裁判所に後見開始の申立を行い、成年後見人を選任して、その人がご本人に代わって、財産管理などを行います。

## 成年後見申立の流れ

- 医師の診断書を取ります。
- 診断書の後見類型(後見、保佐、補助)に基づいて、後見開始の申立を行います。
- 後見人の候補者にご家族を挙げることもできますが、財産が多かったり、親族間で反対があると専門職後見人を裁判所が選ぶこともあります。
- 家庭裁判所で面談等を行います。
- 成年後見の選任審判書が送られてきます。受け取ってから2週間で審判が確定しますので、その後、後見人としての活動を開始します。

## 費用

項目	報酬	実費
成年後見の申立書作成	11万円	2～3万円 (医師の鑑定が必要な場合は、その費用が加算されます)

## 成年後見のデメリット

- 成年後見人を選ぶのは家庭裁判所です。必ずしもご家族が選ばれるとは限りません。できれば、元気なうちに任意後見契約や家族信託をしておいた方が良いでしょう。
- ご本人が遺言書を作っている場合、成年後見人にその事を知らせないと、財産構成を変えられて、希望のとおりには財産の承継が行えないかもしれません。これも自衛方法は任意後見契約や家族信託です。
- 判断能力が無くなった後の介護や住まいについて、元気だったときのご本人の希望をなるべく叶えるには任意後見契約を結んでおいた方が良いでしょう。法定後見では、専門職後見人や裁判所が口を出してくる可能性が高いです。
- 成年後見制度では、相続税対策や積極的な資産活用はできません。認知症発症後もこれらをするには、元気なうちに家族信託を組んでおくしかありません。

# その他の業務

## 生前贈与登記

- ・ 相続時精算課税、配偶者特別控除を使った生前贈与をしたいとき

## 抵当権抹消登記

- ・ 住宅ローンを完済したとき

## 財産分与の登記

- ・ 離婚して不動産を財産分与登記したいとき

## 会社の設立登記

- ・ 会社を設立したいとき

## 会社の変更登記

- ・ 役員変更、商号変更、本店移転、目的変更登記など

## 過払い金請求、債務整理

- ・ 払い過ぎた利息を取り返したいとき。借金が返せないときなどご相談ください。

# 老後のお金の話

老後の財産管理をどうやっていくのかという話をします。

まず、判断能力はしっかりとしているが、足などが悪く銀行に行くのが大変だというケースです。この様なときは、財産管理委任契約を結んで、代理人に銀行に行ってもらいます。しかし、全ての金融機関が代理人での対応をしてくれるとは限りませんので注意が必要です。

次に、認知症などで判断能力が無くなったときです。この場合は成年後見人を選任して財産管理をしてもらいます。

ただ、成年後見人を選ぶのは家庭裁判所ですし、介護や住まいが自分がしっかりしていた頃の希望通りになるか分かりません。

元気なうちに任意後見契約を結んで、後見人になる人を指定して、さらに自分がどのような生活を送りたいのかを良く伝えておいた方が良いでしょう。

なお、成年後見制度では、相続税対策や積極的な資産活用はできませんので、注意が必要です。

時が経って、人が亡くなると、今度は相続となります。

遺言書を作っておかない場合は、相続人全員の遺産分割協議となります。

この遺産分割協議がまとまらなると、調停や裁判で時間とお金がかかることになると思います。

また、相続人間の仲が良くても、相続人の一人が認知症で判断能力がなかったり、行方不明だったりしても、相続手続が大変なことになるのです。

そうならないために、元気なうちに遺言書を作っておいた方が、残されたご家族が苦勞せずに済みます。

手書きの遺言書を作成される方もいらっしゃいますが、形式を間違えて無効な遺言になったり、内容が不明瞭なため問題が生じることが多々あります。

できれば、公正証書遺言にしておいた方が良いでしょう。

最後に、上記の全ての段階をカバーするのが、家族信託です。

家族信託は、信託のご家族に財産を託す制度です。

お金や不動産をご家族に託して、管理してもらいます。この財産から生活費などを給付してもらう仕組みにできます。

認知症になって判断能力が無くなっても、お金はご家族に託していますから、預金をおろせなくて困るということがありません。

なお、家族信託なら成年後見制度ではできなかった相続税対策や積極的な資産活用もできます。

また、家族信託を組んだ時に、ご本人が亡くなった後に財産を承継する人を指定しておけば、遺言書を作ったのと同じ効果が得られます。

通常の遺言と違って、何代にも渡り、財産の承継者を指定することもできます。

当事務所では、遺言、後見、家族信託などに関する無料セミナーを行っています。

また、ホームページでも情報を発信しています。

認知症・相続でトラブルを防ぐには事前の対策が重要です。

問題が起こってからでは手遅れかもしれません。是非、事前に相談してください。



## 司法書士柴崎智哉

司法書士柴崎事務所代表

東松山市立南中学校、埼玉県立川越高等学校、  
青山学院大学国際政治経済学部を卒業

平成13年度司法書士試験に合格

平成15年3月 東松山市にて司法書士柴崎事務所を開業

埼玉司法書士会所属(会員番号第921号)

簡易裁判所訴訟代理権認定司法書士(認定第203091号)

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 会員

一般社団法人 家族信託普及協会 会員

一般社団法人 民事信託推進センター 会員

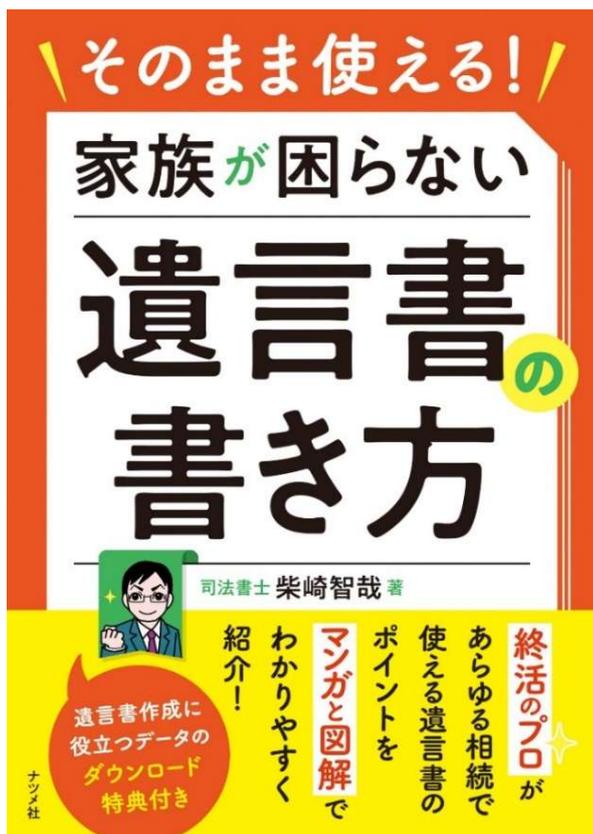
家族信託専門士(第1期)

埼玉司法書士会東松山支部長、司法書士熊谷総合相談センター長、東松山市空家  
等対策協議会委員、埼玉青年司法書士協議会副幹事長、埼玉司法書士会権利擁  
護委員などを歴任

当事務所は、相続・遺言を主な業務としております。相続登記はもとより、司法書士  
法改正により司法書士が財産管理業務をできることが明記されましたので、預貯金  
の相続手続や遺言執行業務も積極的に受託し、相続手続に不慣れなお客様のサ  
ポートを行っております。また、日々の相談の中で、遺言書を書いておかないと相続  
発生後に手続が大変になりそうなお客様には、注意喚起してトラブルを未然に防ぐよ  
うに心がけております。成年後見も現在十数件受託中であり、高齢者や障がい者の  
権利を守るよう活動しております。相談は無料ですので、何かお悩みのことがご  
ざいましたら、お声掛けください。お待ちしております。

# 家族が困らない 遺言書の書き方

2024年2月19日発売



著者：柴崎智哉  
ナツメ社 1760円（税込）  
240ページ  
ISBN 978-4816375101

【購入者特典】  
相続人や相続財産の整理に使える  
「遺言書設計シート」や紹介する文  
例をまとめたワードファイルなど、  
遺言書を作成するのに役立つデー  
タのダウンロードサービス付き。

お近くの書店にて  
お手に取ってご覧ください

## 遺言書の作り方をわかりやすく解説

遺言書を自己流で書くのは危険です。遺言書は、民法のルールを守らないと無効となり相続手続に使えません。また、内容が不明瞭でも相続手続に使えないリスクがあります。

そのような結果になることを防ぐために本書を活用できます。本書の第1章と第2章では、相続・遺言の基礎知識をわかりやすく解説しております。

第3章と第4章では、実際の遺言書の作り方を豊富な文例とともに説明しております。一人の人に全財産を相続させるというシンプルな内容のものであれば、第3章をお読みいただくだけでも、間違いのない遺言書をつくるのに役立つでしょう。さらに、第3章では公正証書遺言をつくる際の準備方法も実践的に解説しております。

最後に、第5章では、相続開始後の相続人の負担を減らすために、今から準備できることをお伝えしております。

本書では、遺言書作成のポイントやノウハウを余すことなくお伝えしております。将来、家族や大切な人が相続手続きで困ることのないように、非の打ち所がない遺言書を作成しましょう。